

転 出 届 (個人番号カード交付者用)

同時に異動する同一世帯の方のうち、どなたかが個人番号カードをお持ちの場合は、転出証明書の交付を受ける必要がありません。

転出予定日から 30 日以内でさらに実際にご住所を移されてから 14 日以内に転入届をお済ませください。転入届の際には個人番号カードを提出し、暗証番号の入力が必要となります。

また、あわせて継続利用手続きをされますと、引き続きそのカードをご利用いただくことができます。

(あて先) 京都市 区長

届 出 年 月 日		年 月 日		届 出 人		印	
転 出 予 定 日		年 月 日		連 絡 先			
住 所	新	世 帯 主			新		
	旧				旧		
	フリガナ 氏 名			生年月日		個人番号カードの有無	
1				明・大・昭・平・西暦 年 月 日		有・無	
2				明・大・昭・平・西暦 年 月 日		有・無	
3				明・大・昭・平・西暦 年 月 日		有・無	
4				明・大・昭・平・西暦 年 月 日		有・無	
5				明・大・昭・平・西暦 年 月 日		有・無	

※住民票の転出手続以外は、別途それぞれの転出手続が必要です。

※マイナンバーカードのコピーを同封してください。

受 付	処 理